

イラク占領下における英国部隊と文民の人権保護 ～欧州人権裁判所 Al-Skeini 事件判決の検討

藤井京子

はじめに

1. Al-Skeini 事件に関連する事実
2. Al-Skeini 事件における英国の主張
3. Al-Skeini 判決とその意義

おわりに

はじめに

Al-Skeini 事件とは、2007年12月11日に Al-Skeini などイラク人6名がイギリス政府を相手取って欧州人権裁判所に提訴し、2011年7月7日に判決¹が出された事件である。申立人は、いわゆるイラク戦争後に連合国暫定統治機関（CPA）によって行われたイラクの占領において、英国の支配下に置かれたイラク南東部バスラで死亡したイラク人6名の親族である²。申立人は、英国兵により殺害されたその親族の死亡につき英国が実効的な調査を行なわなかったことが、欧州人権条約第2条（生命に対する権利）1項³に違反し、したがって第34条（個人の

¹ ‘Case of Al-Skeini and Others v. The United Kingdom’ (Application no. 55721/07) Judgement, 7 July 2011. 本稿では、Al-Skeini 判決と省略する。なお、同じ日に、本件と同様に英国占領下におけるイラク人の抑留に関する Al-Jedda 事件判決も出されている。‘Case of Al-Jedda v. The United Kingdom’ (Application no. 27021/08) Judgement, 7 July 2011.

² 申立人が主張する殺害は、連合国暫定統治機関（CPA, Coalition Provisional Authority）による占領期間（2003年5月1日～2004年6月28日）に発生した。この事実関係については本稿第1節において説明する。

³ 欧州人権条約とは、一般に「人権及び基本的な自由の保護のための条約」と訳される条約の略称で欧州審議会により作成され1950年に発効した。締約国は47カ国（2013年4月現在）。

なお正文は英語（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）並びに仏語（Convention de sauvegarde des droits de l’homme et des libertés fondamentales）。日本は同条約のオブザーバー国であるが、締約国ではない。本稿で邦語訳を使用する場合、原則として奥脇・小寺編集代表『国際条約集 2013年版』（有斐閣、2013年）に基づく。第2条については以下の通り。

Article 2—Right to life

- (1) Everyone’s right to life shall be protected by law. No one shall be deprived of his life intentionally save in the execution of a sentence of a court following his conviction of a crime for which this penalty is provided by law.
- (2) Deprivation of life shall not be regarded as inflicted in contravention of this article when it results from the use of force which is no more than absolutely necessary:
 - a. in defence of any person from unlawful violence;
 - b. in order to effect a lawful arrest or to prevent the escape of a person lawfully detained;
 - c. in action lawfully taken for the purpose of quelling a riot or insurrection.

なお、第2条の規定に違反して生命が奪われた疑いがある場合に、締約国がその調査を実施する義務を負うことは、規定されていないが、判例上確立していると見られる（和仁健太郎「判例研究アル・スケイニ対英国事件 [欧州人権裁判所大法廷2011.7.7判決]」『阪大法学』第62巻5号（通号281）2013年1月、pp.

申立て)と第41条(正当な満足)⁴に基づき英国政府に調査の実施を命令すること、並びに、英国の調査不履行により被った苦痛に対して1人当たり15,000ポンドの賠償を同国政府に請求していた⁵。

欧州人権条約では、その締約国は自国の‘管轄権’内にある全ての者に対して条約上の権利と自由を保障する義務を負う。この条約第1条(人権を尊重する義務)⁶に基づき締約国は原則として自国領域において条約上の義務を負うのであるが、例外的に領域の外においても管轄権が及ぶ範囲において義務を負うとされてきた。ただし、これまでその範囲については、欧州人権裁判所の判例において必ずしも一貫しておらず、議論的となってきた。

Al-Skeini事件において英国政府は、イラク南東部を実効的に支配していなかったため、申立てられた問題につき条約上、英国の‘管轄権’内にある者の死亡ではないこと、したがって英国は条約上の義務を負わないと主張した。このように締約国の‘管轄権’内に入るか否かの判断が、欧州人権条約が適用されるか否かの重要な基準となっている。このため、Al-Skeini判決における英国の‘管轄権’の範囲に関する裁判所の判決及び理由付けについて、多様な議論がなされている⁷。

本稿では、申立てられた英国政府が事実上イラク南東部を占領していたと見られるにもかかわらず、当該地域に対して実効的支配を及ぼしていなかったと申し立てていることに注目し、申立の死亡事件が発生した状況を紹介することによって、英国占領下のイラクにおける支配状況について考察したい。次に英国の主張、並びに欧州人権裁判所の判決を検討して、Al-Skeini判決の意義を考察する。

まず判決の対象とされた事実について、主に、死亡に関する申立人6名の主張、並びに英国

369-371, 385, 387において詳細に説明されている。)

⁴ Article 34-Individual applications

The Court may receive applications from any person, non-governmental organisation or group of individuals claiming to be the victim of a violation by one of the High Contracting Parties of the rights set forth in the Convention or the protocols thereto. The High Contracting Parties undertake not to hinder in any way the effective exercise of this right.

Article 41-Just satisfaction

If the Court finds that there has been a violation of the Convention or the protocols thereto, and if the internal law of the High Contracting Party concerned allows only partial reparation to be made, the Court shall, if necessary, afford just satisfaction to the injured party.

⁵ Al-Skeini判決para. 179.

⁶ ARTICLE 1-Obligation to respect human rights

The High Contracting Parties shall secure to everyone within their jurisdiction the rights and freedoms defined in Section I of this Convention.

「第1条(人権を尊重する義務)締約国は、その管轄内にある全ての者に対して、この条約の第1節に規定する権利 および自由を保障する。」

下線部にあるように、‘within their jurisdiction’は‘その管轄内にある’と上記条約集では訳されているが、本稿では‘jurisdiction’が本質的に権利を意味していることから、‘その管轄権内にある’という用語を使用する。

⁷ Al-Skeini判決の管轄権に関する欧州人権裁判所の判断について、M. Milanovicが、その結論だけでなく理由付けにおいても画期的なものであるとして注目する(Milanovic, Marko, ‘Al-Skeini and Al-Jedda in Strasbourg’, *European Journal of International Law*, Vol. 23 No. 1, 2012, pp. 121-139.) など、議論されている。巻末の参考文献を参照のこと。

軍・英国政府の主張と対応を第2条（生命に対する権利）の調査に関連して紹介する。

1. Al-Skeini 事件に関連する事実

2003年3月20日に米国、並びに英国その他連合国の軍隊がフセイン政権を打倒する目的でイラクに侵攻した。2003年5月1日に主要な戦闘作戦の終結が宣言され、米国と英国は占領国となった。当該国は「一時的に政府の権能を行使するために」CPAを設置し、その権能にはイラクにおける安全保障の提供が含まれていた⁸。

占領国が担う安全保障の役割は、2003年5月22日に採択された国連安全保障理事会決議1483によって承認され⁹、10月16日の決議1511¹⁰において確認された。なお、占領は2004年6月28日に終了され、イラク統治の全権限はイラク暫定政府（Interim Iraqi Government）に移され、CPAは消滅した。

占領の間、英国はイラク南東部において多国籍部隊の指揮をとったが、そこにバスラ県が含まれていた。同県において英国部隊は2003年5月1日以降、安全保障を維持し文民行政を支援する責任を負っていた¹¹。申立人はこの占領期間中の2003年にバスラで殺害されたイラク人6名の親族である。

まず簡単に、申立人と各事件に関わった英国兵の証人供述書に基づいて、死亡時の状況を紹介する。各申立人、並びに申立てに関する死亡者・死亡日は次の表の通り。

申立人の氏名	死亡者	死亡日 (2003年)
第1申立人 Mr Mazin Jum'aa Gatteh Al-Skeini	申立人の兄弟 Hazim Al-Skeini (23才)	8月4日
第2申立人 Ms Fattema Zabun Dahesh	申立人の夫 Muhammad Salim	11月7日
第3申立人 Mr Hameed Abdul Rida Awaid Kareem	申立人の妻 Hannan Mahaibas SaddeShmailawi	11月10日
第4申立人 Mr Fadil Fayay Muzban	申立人の兄弟 Waleed Sayay Muzban (43才)	8月24日
第5申立人 Mr Jabbar Kareem Ali	申立人の息子 Ahmed Jabbar Kareem Ali (15才)	5月8日
第6申立人 Colonel Daoud Mousa	申立人の息子 Baha Mousa (26才)	9月15日

⁸ Al-Skeini 判決、paras. 9–23.

⁹ 決議1483における関連規定

- ・米国と英国が統一指揮権の下で占領国として国際法上有する特定の権限・責任・義務を承認し、
- ・あらゆる関係当事国に対し、国際法上の義務、特にジュネーブ諸条約とハーグ陸戦規則の義務に完全に従うことを要請する。

¹⁰ 決議1511の関連規定：安保理は統一司令部の下にある多国籍部隊に対し、イラクの安全と安定の維持に必要な全ての措置をとることを授權する。

¹¹ イラクの安全保障を担当する連合国部隊（Coalition Forces）は、米軍の全般的指揮下に置かれる6師団（division）から構成された。6師団のうち4つが米国師団、2つが多国籍師団。この多国籍師団（イラク南東部のバスラ・ミーサーン・ジーカール・ムサンナの4県で面積96,000km²、人口460万人のこの地域を担当する兵力は英国部隊8,150名など14,500名）の指揮権を英国は付与された。英国部隊の主要任務は2つある。第1は安全保障の提供であって、イラク警察を含むイラク保安部隊の再建、パトロール、拘束、対テロリスト作戦などが含まれる。第2の主要任務は、文民行政を支援することであって、CPAとイラク評議会・その他のイラク地方政府との間の連絡をはじめ、インフラ再建支援まで多様な形態で行う。Ibid., paras. 20–21.

1.1 第1申立人

第1申立人は、死亡したHazim Jum'Aa Gatteh Al-Skeini（死亡時23才。“Hazim Al-Skeini”と省略）の兄弟である。Hazim Al-SkeiniはBeini Skein部族出身のイラク人で、彼は2003年8月4日深夜零時直前に、英国パトロール隊の指揮官であるA軍曹（Sergeant A）によってバスマラのAl-Majidiyah地区で銃撃され死亡した¹²。申立人の供述書における説明によれば、当夜には告別式のため家族が集まっていた。イラクでは葬儀で銃を撃つのが慣例である。第1申立人が自宅で接客中、当該兄弟が自宅に向けて歩いていたら英国兵によって銃撃された。彼は非武装で、銃殺されたとき、当該兵士との距離は約10m。兵士がなぜ発砲したのか分からない¹³。

英国側の説明によれば、パトロール隊は、闇夜に徒歩で巡回中にAl-Majidiyah地区において幾つかの異なる地点で激しい銃撃音を聞いた。パトロール隊がその村に入っていくと、通りで2人のイラク人男性に遭遇。そのうち1人はパトロール隊の先頭にいたA軍曹から5mの地点において、武装しており、銃を軍曹の方向に向けていた。闇夜で、もう一人の男性の位置を判別することができなかった。A軍曹は、自分とパトロール隊兵士の生命が直近の危険に晒されていると看做して、口頭の警告をすることなく男性2人に発砲した¹⁴。

翌日、A軍曹は事件を説明する供述書を作成し、それを彼の上官が検討して当該事件を作戦行動規則（ROE）¹⁵の範囲内にあると判断し、さらなる調査を命じなかった。その事件に対する英国軍の対応は以下の通り¹⁶。

A軍曹の供述書



大隊の指揮官G大佐（Colonel G）：ROEの範囲内にあるという報告書作成。



旅団のMoore准将：報告書を検討し、もう1名の男が銃をパトロール隊に向けていたかどうかを質問。



G大佐：これに対応する追加報告書を作成。

¹² このとき、もう1名のBeini Skein部族出身のイラク人がHazim Al-Skeiniとともに銃撃されて死亡している。

Ibid., para. 34.

¹³ Ibid., para. 35.

¹⁴ Ibid., para. 36.

¹⁵ 作戦行動規則（ROE）では、火器は人命を保護するため最終手段としてのみ使用されること、又、脅威を受けている者の死傷のリスクが増大しない場合には、発砲前に誰何がなされることと規定されている。

Ibid., para. 24.

¹⁶ A軍曹が作成した供述書は、彼の大隊の指揮官であるG陸軍大佐（Colonel G）に回された。同大佐はこの事件を作戦行動規則（ROE）の範囲内にあると判断し、その趣旨の報告書を正式に作成した。G大佐はその報告書を旅団に送り、旅団ではMoore准将（Brigadier Moore）が報告書を検討した。Moore准将は、もう1名の男が銃をパトロール隊に向けていたかどうかを質問し、これに対応する追加報告書をG大佐が作成した。

当初の報告書は旅団の記録に保存されていなかったため、G大佐の追加報告書をMoore准将は、彼の参謀総長代理（deputy chief staff）、並びに彼の法律顧問とともに検討して、A軍曹の行為はROEの範囲内にあると確信し、さらなる調査を命じなかった。Ibid., para. 37.



旅団の Moore 准将：追加報告書を参謀総長代理・法律顧問とともに検討して、A 軍曹の行為は ROE の範囲内にあるとし、さらなる調査を命じなかった。
(なお当初の報告書は旅団の記録に保存されていなかった)

追加報告書を作成する一方で、G 大佐は 2003 年 8 月 11・13・16 日に死亡者の部族メンバーと面会した。彼は A 軍曹による発砲の理由を説明し、当該部族に対して英国陸軍慈善支払委員会 (British Army Goodwill Payment Committee) からの寄付金 2,500 米ドルを付与した。その際、死亡状況を説明し、故人には誰も攻撃する意図が無かったということを認める書簡も付けた¹⁷。

1.2 第 2 申立人

第 2 申立人は Muhammad Salim の妻で、その夫は 2003 年 11 月 6 日深夜零時過ぎ、C 軍曹により銃撃され致命傷を負った¹⁸。ラマダン期間中である 2003 年 11 月 5 日に Muhammad Salim は、バスラにある義兄弟を訪問していた。11 時 30 分頃、複数の英兵がその家を襲撃した。英国兵は玄関ドアを破って屋内に入り、兵士 1 名が申立人の夫と家の入口広間で遭遇し、彼に発砲し、また腹部を殴打した。英国兵は彼をチェコの軍病院に搬送したが、そこで彼は 11 月 7 日に死亡した¹⁹。

英国側の説明によれば、長銃身の武器、並びに手投げ弾やロケット推進型手投げ弾で武装した一団の男が当該家屋に入るのを見たという情報を通訳の知人から得た。緊急の捜索・拘束作戦が命じられ、パトロール隊が急行、ノックしても応答がなかったため、ドアを破った。C 軍曹は兵士 2 名とともに玄関ドアから入り、最初の部屋を突破した。彼が第 2 の部屋に入ったとき、屋内での自動銃の銃声を聞いた。C 軍曹が階段下の次の部屋に前進したとき、長銃身の武器で武装した 2 人の男が階段から駆け下り、C 軍曹の方に来た。口頭の警告をする時間がなく、C 軍曹は、直近の immediate 生命の危険を感じて先頭の男 (申立人の夫) に一発撃ち、腹部を殴った。C 軍曹は第 2 の男に武器を向け、その男は銃を落とした。直後に申立人の家族はパトロール隊に対して事情を説明、自分たちは法律家であり、事務所の所有権を巡って他の家族の法律家と争っており、武力攻撃を 2 回受け、そのことを 3 日前とパトロール隊侵入の 30 分前に警察に通報したと述べた²⁰。

2003 年 11 月 6 日に当該パトロール隊の中隊司令官 (Company Commander) は同事件の報告書を作成した。それによれば、パトロール隊は死亡した者と対立していた側から意図的に間違った情報を与えられた。この報告書を G 大佐は検討し、また中隊司令官と協議して、この事件は ROE の範囲内にあること、また英国憲兵隊特別調査部 (SIB)²¹による調査は必要ないと

¹⁷ Ibid., para. 38.

¹⁸ Ibid., para. 39. 申立人は夫が銃撃されたとき現場におらず、彼女の証拠は現場に居た人々から聞いたことに基づいている (Ibid., para. 40)。

¹⁹ Ibid., para. 40.

²⁰ Ibid., para. 41.

²¹ SIB とは Royal Military Police Special Investigation Branch の略。SIB は組織上、英国軍を構成する憲兵隊内

いう結論に至った。したがって彼は同日、そうした趣旨の報告書を作成し、旅団にそれを送った。旅団ではJones旅団長 (Brigadier General Jones) が検討し、この問題を参謀総長代理・法律顧問、さらには政治顧問とも協議した。その結果、Jones旅団長もこの事件が明白にROEの範囲内にあるという結論に至り、その趣旨の報告書を正式に発行した。申立人は扶養すべき3名の幼児と高齢の義母を抱えていたが、殺害の状況を説明する書簡とともに2,000米ドルを英国軍の慈善基金から受け取った²²。

中隊司令官の報告書：パトロール隊が受けた情報は誤り。

↓

G大佐 (Colonel G)：ROEの範囲内にあり、SIBの調査は不必要という報告書作成。

↓

旅団のJones旅団長：報告書を参謀総長代理・法律顧問とともに検討して、この事件は明白にROEの範囲内にあるという報告書を作成。

1.3 第3申立人

第3申立人はHannan Mahaibas SaddeShmailawiの夫。申立人の妻がバスラのAl-Maaqal地区にあるInstitute of Educationで2003年11月10日に銃撃され致命傷を負った。その建物において申立人が夜勤玄関番として勤務し、妻や家族と居住している²³。

第3申立人の証言供述書によれば、当日の午後8時頃、彼と家族が夕食のテーブルを囲んでいたところ、建物の外からマシンガンが射ち込まれた。妻が頭部と足首を、子供の1人は腕を撃たれた。病院で子供は回復したが、妻は死亡した²⁴。

の機関であるが、その任務は英国兵による重大な犯罪行為の調査である (Ibid., para. 28.)。

イラクにおけるSIBの役割について、公式の方針が示されている。まず2003年6月21日にイラクにおいて英軍兵士が関わる発砲事件の調査について方針が出された。これによれば、全ての発砲事件は報告され、師団憲兵隊長に通知される。次に、憲兵隊の下士官が事件を評価し、同事件がROEの範囲内にあるかどうかを決定する。ROEの範囲内であると決定されれば、供述調書が記録され、公示 (bulletin) が指揮系統を通じて提出される。同事件がROEの範囲外にあるように見え、死亡者又は重傷者が出る場合、調査は師団憲兵隊長によって速やかにSIBの手に移される。

この方針は、2003年7月28日に改訂された。時期的に見て、第2申立人の事件はこの方針に従うことになる。この改訂方針によれば、これら事件は全て関与した兵士によって直ちに南東部多国籍師団に重大事件報告書として報告される。次に、中隊司令官又は当該兵士所属部隊の指揮官によって調査される。当該指揮官が入手可能な情報に基づいて、当該兵士がROE内で合法的に行動したと納得すれば、SIBによる調査の開始は要請されない。当該指揮官は、自らの決定をMoore准将 (Brigadier Moore) に書面で伝えて記録する。しかし当該指揮官が十分に納得しないか、決定のための情報が不十分な場合には、同指揮官は、SIBの調査を開始するよう要請される。

さらに2004年4月24日に、南東部多国籍師団司令官によって新たな方針が採択された。それによれば、英国軍が関わる発砲事件でイラク人文民の殺害・傷害に至る全ての事件がSIBによって調査される。例外的に、旅団長が調査必要なしと決定することができる。ただしそれら決定は全て、書面にて南東部多国籍師団長に通告されねばならない。Ibid., paras. 25-27.

²² この基金は第1申立人の場合と同じ団体 (British Army Goodwill Payment Committee) である。Ibid., para. 42.

²³ Ibid., para. 43.

²⁴ Ibid., para. 44.

英国側の説明によれば、第3申立人の妻は、英国パトロール隊と正体不明の銃器携帯者数名との間の銃撃戦において撃たれた。その場所が照明されたとき、少なくとも3名が長銃身の武器を携帯し、そのうち2名が英国兵に直接、発砲した。そのパトロール隊との交戦で1名の武器携帯者が射殺された。7時10分前頃、銃撃戦が終わり、武装した人々は逃走した。周辺の建物の捜索で、頭部を負傷した女性（申立人の妻）と腕を負傷した子供が発見され、病院へ搬送された²⁵。

翌日、当該中隊司令官（Company Commander）は、同事件につき関与した複数の兵士の供述書を添えた報告書を作成した。同報告書と供述書をG大佐が検討し、この事件はROEの範囲内にあること、並びに特別調査部（SIB）による調査は必要ないという結論に至った。そして彼は、そうした趣旨の報告書を正式に作成、旅団にそれを送った。同報告書をJones旅団長（Brigadier General Jones）が検討し、この問題を参謀総長代理・法律顧問・G大佐と審議した。その結果、Jones旅団長もまたこの事件がROEの範囲内にあるため、更なる調査は必要ないという結論に至った²⁶。

中隊司令官の報告書・関与した兵士の供述書。

↓

G大佐（Colonel G）：ROEの範囲内にあり、SIBの調査は不必要という報告書作成。

↓

旅団のJones旅団長：報告書を参謀総長代理・法律顧問・G大佐と検討して、この事件はROEの範囲内にあり、再捜査の必要なし。

1.4 第4申立人

第4申立人は死亡したWaleed Sayay Muzban（43才）の兄弟にあたる。バスラのAl-Maqaal地区においてS英陸軍上等兵（Lance Corporal S）によって2003年8月24日夜、Waleed Sayay Muzbanは銃撃され致命傷を受けた。彼が撃たれたとき申立人は現場に居なかったが、事件は複数の隣人によって目撃されたと主張している。申立人の証言によれば、彼の兄弟は当日夜8時30分頃、仕事から帰宅途上にあつた。彼らの住居に近い通りをWaleed Sayay Muzbanが小型バスを運転していたところ、理由も無く当該バスが集中砲撃を受け、胸と腹部に致命傷を受けた²⁷。

S上等兵は、Fort Apache 連合国軍基地の軍事防衛境界線周辺のチェックを実施していたパトロール隊のメンバーである。同基地では前日、英国軍憲兵隊員3名が車両からの銃撃で死亡したばかりだった。S上等兵の説明によれば、カーテンで覆い、ヘッドライトを下げて減光し、低速でパトロール隊の方に走行する小型バスに彼は不審感を抱いた。当該車両は停止信号を受けたとき、パトロール隊を回避しようとしているように見えたため、S上等兵は武器を運転手に向けて停止するよう命令した。当該車両は停止し、S上等兵は運転席に近づき運転手に挨拶をした。運転手は攻撃的な態度を示し、カーテンで仕切られた後部座席の人々に肩越しに叫ん

²⁵ Ibid., para. 45.

²⁶ Ibid., para. 46.

²⁷ Ibid., paras. 47, 48.

だように見えた。S上等兵が車両後部を覗き込もうとしたとき、運転手は彼の胸を強打して押し戻した。そして運転手は、後部座席に向かって叫び、S上等兵の武器をひたたくろうとした。S上等兵は力づくで振り払わねばならなかった。さらに運転手はアクセルを踏み、急に方向転換してパトロール隊の他のメンバー多数の方に向かった。S上等兵は当該車両のタイヤに発砲し、車両はパトロール隊から約100mで停止。運転手は車両後部に再度向いて叫んだ。彼は武器を取ろうとしているように見えた。これをS上等兵は自分のパトロール隊が運転手と同乗者によって発砲されようとしていると看做し、5発ほど狙撃した。当該車両が減速し、S上等兵は車両後部にもう2発、発砲した。暫くして当該車両はキーッと音を立てて停止。車から降りてきた運転手は英国兵士達に向かって叫んだ。彼は地面に伏せるよう命令された。次にパトロール隊が他の武装した者をチェックするため車両に近づき、車両には誰も乗っていないことが判明した。運転手は背中と臀部に3発の銃撃による負傷を負っていたことが分かり、応急処置を施され、チェコ軍病院に搬送された。その後、彼は同病院にて当夜か翌日に死亡した²⁸。

この事件につきSIBは2003年8月29日に調査を開始した。調査官は銃弾の破片・薬莖を回収し、現場を写真撮影。車両は回収され英国に送られたが、故人の死体は葬儀のため家族に返されて、検死は行われていなかった。そのためSIBは、彼の治療をしたイラク人2名の外科医(軍医)から供述書をとった。故人の家族との会合が墓の掘り出しと検死のための同意を得るため設定されたものの、延期された。同事件に関与した軍事要員9名の目撃者が尋問をうけ供述書がとられた。別の兵士4名も尋問をうけたが、提出すべき証拠が存在しないと判明した。

一方、S上等兵は尋問されなかった。彼はROEに違反して行動したとSIBに嫌疑をかけられていたため、彼を起訴するに十分な証拠を得るまで、彼を尋問しないというのがSIBの慣行であった。なお、2003年9月6日に現場において鑑識捜査が実施された²⁹。

2003年8月29日にG大佐(Colonel G)は当該事件に関する最初の報告書をMoore准将(Brigadier Moore)に送った。その報告書においてS上等兵がROEの範囲内で合法的に行動していたと本人が考えていることにG大佐は納得しているsatisfiedと述べている。しかしG大佐は、本件は複雑であり、SIBの調査から利益を得るケースであるという見解を表明した。G大佐の報告書をMoore准将が検討して、彼の参謀総長代理と審議して法的助言を受け、この問題は、部隊レベルでの調査で、多数の疑惑に十分な回答を得ることにより解決されうると決定された。その結果G大佐は、2003年9月12日付けで追加報告書を作成した。それによれば、彼は多様な疑惑に対処し、SIBの調査は、もやは必要ないと結論づけた。Moore准将は、この問題を再度参謀総長代理と審議して追加の法的助言を得て、本件はROEの範囲内にあると結論づけた³⁰。

この段階でMoore准将は、SIBが本件に関する調査を開始していたという通知を受けた。2003年9月17日にG大佐はSIBに調査を終了するよう要請し、Moore准将も同じ要請を彼の参謀総長とSIBの上級調査官との会合において参謀総長を通して行った。これを受けSIBの調査は2003年9月23日に終了された。故人の家族は英軍基金から1,400米ドルを、さらに小型バ

²⁸ Ibid., para. 49.

²⁹ Ibid., para. 50.

³⁰ Ibid., para. 51.

スの賠償として3,000米ドル受取った³¹。

ここまでの動きは以下のように示される。

☆ 車で帰宅途中の Waleed Sayay Muzban 銃撃致死事件発生（2003年8月24日）。

↓

G大佐：最初の報告書（S上等兵がROEの範囲内で行動。しかし本件は、SIBの調査から利益を得るケースという見解を表明）を Moore 准将に送付（8月29日）

他方で

SIB：調査を開始（2003年8月29日）、鑑識捜査（9月6日）

↓

Moore 准将：報告書を検討し、参謀総長代理と協議して、法的助言を受け、この問題は、部隊レベルでの調査で、多数の疑惑に十分な回答を得ることによって、解決されうると決定。

↓

G大佐：追加報告書（2003年9月12日付：多様な疑惑に対処し、SIBの調査はもやは必要ない）を作成。

↓

Moore 准将：この問題を再び参謀総長代理と協議して再度、法的助言を得て、本件は ROEの範囲内にあると結論。

また、SIBが調査していたという通知を受ける。

↓

G大佐：SIBに調査を終了するよう要請（2003年9月17日）

Moore 准将：同じ要請をSIBに行う。

↓

SIB：調査を2003年9月23日に終了。

さらに翌年、第4申立人が司法審査の申立てを行った³² ことに伴い、本件はSIBの上級調査官によって再審査され、調査が再開されると決定された。2004年6月7日に調査が再開され、当時の非常に危険なイラクの状況により惹起された困難にもかかわらず、2004年12月3日に完了した³³。

調査完了につきSIBは関与した兵士の指揮官に報告し、当該指揮官は本件を2005年2月に陸軍検察局（Army Prosecuting Authority）に付託した。同検察局は、証拠の不明確さ・不明瞭さを明確にするために正式な証人予備審理が開催されると決定した。同検察局によって銃撃を目撃していた兵士複数から宣誓供述調書がとられた。彼ら兵士だけが、判明している目撃者である。

他方で検察局は、独立した上級顧問に助言を求めた。その助言によれば、S上等兵による発

³¹ Ibid., para. 57.

³² 司法審査の申立については、後述の判決73 para. を参照。

³³ Ibid., para. 53.

砲が自衛のためではなかったことを確定する実際上の見込みは、事実上存在しない。したがってS上等兵に対する有罪宣告の見込みが存在しないとされた³⁴。

1.5 第5申立人

第5申立人 (Mr Jabbar Kareem Ali) は、2003年5月8日に15才で死亡したAhmed Jabbar Kareem Aliの父親である。彼の供述によれば、2003年5月8日に彼の息子は、想定されていた午後1時30分に帰宅しなかった。申立人はAl-Saad Squareに探しに行き、そこで当日英国兵がイラク人の若者数名を拘束したと聞かされた。申立人は息子の捜索を続けていたところ、翌9日、あるイラク人青年Aから連絡を受け、申立人の息子とともに他の2名が前日、英国兵に拘束・殴打され、the Shatt Al-Arab川に追い込まれたと聞かされた。その日のうちに、申立人の兄弟が“英国警察the British police”に事件を通報したところ、Ahmedの身分証を提出するよう要請された。申立人は数日間、捜索して待った後、2003年5月10日に当該の川で息子の死体を発見した³⁵。

申立人はすぐに息子の遺体を“英国警察署the British police station”に搬送したが、そこでは遺体を現地の病院へ持って行くよう言われた。病院のイラク人勤務医は、自分が検死を行う資格がないこと、また病理医を利用できないことを申立人に伝えた。申立人は、イスラムの慣例に従えば死後24時間以内に埋葬せねばならないため、息子を埋葬することに決めた³⁶。

息子の告別式の約10日～15日後、申立人は再度“英国警察署”を訪れて調査を求めたが、そうした問題に対処することは“英国警察署”の仕事ではないと伝えられた。その数日後に彼が再び当該“警察署”を訪れた際、英国軍憲兵隊 (Royal Military Police) が彼と連絡をとりたがっていること、大統領官へ行くべきことを伝えられた。翌日彼は大統領官でSIBの職員に面会し、調査が開始されると通知された³⁷。

SIBはA青年を尋問して供述書を取った。SIBは申立人、並びに他の家族からも供述書を取った。事件から少なくとも1ヵ月経過した後、調査官はAl-Saad Squareに赴いて、申立人の息子、並びに一緒に拘束された他の青年の衣類を回収した。40日間の服喪期間の終了後、申立人は検死のため息子の死体を墓から掘り出すことに同意したが、その時点ではAhmedが死亡前に殴打されたのか否か、また何が死亡の原因かを確認できなかった。申立人は、検死結果について一度も説明を受けなかったこと、また、受け取った文書が英語であるか、アラビア語の翻訳が不正確か誤っていたため調査の進行につき十分に知らされなかったと主張している³⁸。

また申立人は、息子の死体の掘り出し後、調査官と全く連絡がとれないまま18ヵ月が経過したと主張している。2005年8月に、4名の兵士が故殺で起訴され裁判がイングランドで行われるという通知を受けた。軍法会議は2005年9月と2006年5月に開催されが、その時までに殺人で起訴されていた兵士7名のうち3名が除隊し、もう2名は無断で欠席した。

起訴事実によれば、イラク警察官が4人の青年を略奪の嫌疑で拘束する際に英国兵士は支援し、青年達を川に追い立て「叱責するため」銃を突きつけ川に追い込んだ。申立人とA青年は

³⁴ Ibid., para. 54.

³⁵ Ibid., paras. 55~56.

³⁶ Ibid., para. 57.

³⁷ Ibid., para. 58.

³⁸ Ibid., para. 59.

2006年4月、軍法会議に証拠を提出した。申立人は裁判プロセスが混乱しており、脅迫的であると感じ、軍法会議は被疑者に有利に偏っているという印象を受けた。A青年は申立人の息子が川で溺れそうに見えたということ、しかし兵士たちは彼を助けずに車で去ったと証言した。しかし彼は、被告たちが関与した兵士であると確認することができなかった。他方で、これら被告は死亡のいかなる責任をも否定した。結果として、A青年の証言が一貫しておらず、信頼できないと看做されるため、被告は無罪とされた³⁹。

その後、第5申立人は息子の死亡に関する損害賠償を求めて防衛省に対して民事訴訟手を提起した。この請求は、審理が行われること無く、2008年12月15日に115,000英ポンドの支払で決着した。さらに、2009年2月20日にCubbit陸軍少佐（Major General）が申立人に書簡を出し、彼の息子の死亡における英国軍の役割につき英国軍を代表して正式に謝罪した⁴⁰。

☆ Ahmed Jabbar Kareem Ali 溺死事件発生（2003年5月8日）。

↓

申立人：川で息子の死体発見（5月10日）

他方で

死亡の約2週間後、SIBから調査開始の通知を受ける。

↓

SIB：A青年、申立人とその家族から供述調書をとる。

死亡から1ヵ月経過後、Aliが殴打・拘束された広場衣類を回収。

↓

死亡から40日の服喪期間終了後、墓を掘り出し検死。

しかし、死亡前に殴打されたか、死亡原因など特定できず。

↓

軍法会議（2005年9月と2006年5月）：兵士7名が故殺で起訴（既に3名が除隊、2名が無断欠席）。

被告はイラク人4名を川に追い込んだが、証拠不十分で無罪。

↓

第5申立人：息子の死亡に関する損害賠償を求めて英国防衛省を提訴。

↓

2008年12月15日に、115,000ポンドの支払で和解。

↓

Cubbit陸軍少佐：申立人に対して、英国軍を代表して正式に謝罪する書簡（2009年2月20日）。

1.6 第6申立人

第6申立人（Colonel Daoud Mousa）の息子Baha Mousaは、2003年9月14日に兵士により

³⁹ Ibid., para. 60. なお、この第5申立人の事件はAitken Reportにおいて調査された6事件のうちの1つである。Aitken Reportについては第6申立人の事件において説明されている（Ibid., para. 69. を参照）。

⁴⁰ Ibid., para. 62.

拘束され、翌日、英国陸軍の管理下にある間に26才で死亡した⁴¹。第6申立人によれば、9月13～14日の夜、息子はバスラのIbn Al-Haithamホテルで受付係として勤務していた。14日早朝、申立人はホテルへ息子を車で迎えに行った。到着したとき、申立人は英国部隊がホテルを取囲んでいた。申立人の息子などホテル従業員は、ホテルのロビー床に横たわり、腕を頭部の後ろにしていた。申立人が同作戦を担当していた英陸軍中尉 (lieutenant) に懸念を伝えたところ、中尉は、これは通常の調査であり、2～3時間で終了すると言って申立人を安心させた。彼の息子が抑留されてから3日目に英国軍憲兵隊の訪問を受け、彼の息子がバスラの英国軍基地で拘束中に殺害されたと伝えられた。彼は、死体の確認を求められた。息子の死体と顔は血液と傷で覆われ、鼻は折れ、顔の皮膚が破れていた⁴²。

Baha Mousa と同日に拘束されたホテル従業員の供述書によれば、イラク人抑留者は頭巾をつけること、stress positionをとること、並びに飲食禁止を強制され、また蹴られ、殴られた。拘留中にBaha Mousaは別の部屋に連行され、叫び声・うめき声をあげているのが聞こえた⁴³。

Moore 准将 (Brigadier Moore) は、同ホテル従業員が拘束された作戦に参加していたのであるが、2003年9月15日夜遅く、Baha Mousaが死亡し、他の被抑留者が虐待されていたことを知らされた。当該死亡を調査するために即座にSIBが呼ばれた。現地の病院がストライキ中であつたため、英国から病理学者が飛行機で駆けつけた。Baha Mousaは体に93箇所の確認できる傷害を受け、窒息死であることが判明した。他のイラク人8名もまた、非人道的待遇を受け、2名が病院での治療を要した。同調査は、2004年4月始めに終了し、報告書が同部隊の指揮系統を通して配布された⁴⁴。

他方で本件の申立人は、上記の第6申立人などとともに英国国内裁判所での審理を求めて提訴していた。これにつき2004年12月14日に高等法院の部門法廷 (Divisional Court) は、申立人の息子の死亡に関する調査が実効的ではなかったと判示した⁴⁵。2005年12月21日に控訴院は、さらなる新事実の存在を理由に、部門法廷に問題の差し戻しを決定した⁴⁶。

2005年7月19日に英国兵7名がBaha Mousa死亡に関連する犯罪で起訴された。2006年9月19日の軍法会議の開始時に兵士の1名が非人道的待遇の戦争犯罪については有罪であるが、故殺については有罪ではないと申立てた。2007年2月14日に兵士7名の中の4名に対する起訴が取り下げられ、2007年3月13日に他の2名が無罪とされた。非人道的待遇で有罪とされた兵士が2007年4月30日、1年の禁固刑と陸軍からの除籍 (解雇) を言い渡された⁴⁷。

防衛省の対応としては2008年1月25日に、第5申立人・第6申立人の息子の死亡を含むイラク人文民に対する故意の虐待並びに殺害を申立てられた6事件に関して、Robert Aitken陸軍准

⁴¹ 第6申立人はバスラ警察の大佐 (Colonel) である。Baha Mousaは、本判決para. 63では拘束された9月14日の3日後とされているが、本判決para. 66において9月15日にMoore准将がBaha Mousa死亡の連絡を受けたとされている。また後述のAitken ReportにおいてもBaha Mousaの死亡は9月15日とされている (Aitken Report, p. 3) ため、ここではBaha Mousaの死亡日を9月15日とした。

⁴² Ibid., paras. 63～64.

⁴³ Ibid., para. 65.

⁴⁴ Ibid., para. 66.

⁴⁵ Al-Skeini判決para. 77を参照。

⁴⁶ Ibid., para. 67. 控訴院の差し戻しについてはAl-Skeini判決para. 81を参照。

⁴⁷ Ibid., para. 68.

将により作成された報告書（Aitken Report）を公開した⁴⁸。

一方、申立人は防衛省に対して民事訴訟を提起した。当該訴訟は、2008年7月に正式かつ公式の責任（liability）の承認と575,000英国ポンドの金銭賠償によって終了した⁴⁹。

この民事訴訟が終了する前の2008年5月14日に、防衛大臣は議会における文書での声明によって、Baha Mousaの死亡に関して公式調査が行われると表明した。同調査は、退職した控訴院判事により統括され、次の条件に従うものとする。

「Baha Mousaの死亡並びに彼と共に抑留された者の待遇を巡る状況に関して、既に行われた調査、特に、2003年にイラクにおいて第1大隊（Queen's Lancashire Regiment）のいかなるメンバーによるものであれ、被抑留者をしつける実行the practice of conditioning detaineesを是認した責任がどこにあるのかについての調査を考慮に入れ、調査・報告し、勧告をすること。」

欧州人権裁判所によれば、このAl-Skeini判決採択時には当該調査は口頭審理を終了していたが、その報告書は未だ送付されていない⁵⁰。

☆ 兵士がBaha Mousaを拘束・基地へ連行（2003年9月14日）

⇩

Moore 准将：2003年9月15日夜遅く、Baha Mousa死亡の通知を受け、直ちにSIBに調査を依頼。

⇩

SIB：英国から飛来した病理学者が検死。93箇所の傷害と窒息死であることを確認。もう8名のイラク人も虐待され、2名が病院での治療の必要あり。

⇩

SIBの調査は2004年4月始めに終了、報告書を配布。

⇩

軍法会議：2005年7月19日、英国兵7名を起訴。

2006年9月4日、軍法会議の開始。

⇩

2007年2月14日、7名の中の4名に対する起訴を取り下げ。

2007年3月13日、他の2名を無罪とする。

2007年4月30日、非人道的待遇で有罪とされた兵士が1年の禁固刑並びに陸軍からの除籍処分。

⇩

防衛省：2008年1月25日、Aitken Reportを公開。

⇩

防衛大臣：2008年5月14日、議会においてBaha Mousaの死亡に関する公式調査の実施を表明。

⁴⁸ Ibid., para. 69. この報告書は “The Aitken Report: An investigation into cases of deliberate abuse and unlawful killing in Iraq in 2003 and 2004”

⁴⁹ Ibid., para. 70.

⁵⁰ Ibid., para. 71.

(Al-Skeini 判決採択時には、裁判所は未だその調査報告書を受理していない)

司法審査 高等法院：2004年12月14日、調査が実効的ではなかったと判決。
控訴院：2005年12月21日、新事実の存在を理由に、高等法院へ差戻しを決定。

民事訴訟 2008年7月、正式かつ公式の責任の承認と575,000英国ポンドの金銭賠償により終了。

以上の事実を要約すると、第1・第2・第4申立人の親族については、英国パトロール隊が、自ら攻撃を受けているか危険に晒さらされていると看做して発砲した際に致命傷となる銃撃を受けた。第3申立人の妻は、英国パトロール隊と正体不明のガンマンとの間の銃撃戦の巻き添えで死亡。この4事件に関する英国側の対応として、兵士の上官が事件を英国部隊作戦行動規則 (ROE)⁵¹ に基づく行動であり、更なる調査は必要ではないと決定した。なお帰宅途中のマイクロバスにおいて銃撃された第4の事件については、英国軍憲兵隊特別調査部 (SIB)⁵² が調査を開始していたが、上官の要請によって調査を終了した。

第5申立人の息子は、略奪の容疑で英国兵に拘束・殴打され、川に追い込まれて溺死した。この件についてはSIBが調査を開始したが、死亡原因を特定できなかった。兵士4名は軍事法廷にて故殺の嫌疑で審理を受けたが、検察側証人が当該兵士を確認できなかったため、無罪となった。第6申立人の息子Baha Mousaは、ホテルの受付で職務中に英国兵士に拘束され英国軍基地に連行され、死亡した。直ちに調査を要請されたSIBによれば、遺体に93の傷が特定され、死因は窒息死である。事件に関わった兵士のうち1人が1年の禁固刑と除籍処分とされた。

1.7 本件6名に関する英国国内手続

欧州人権裁判所においてAl-Skeini 事件を審理する前に、この事件の申立人を含むイラク人が英国国内の裁判所に対して本件に類似した請求を行っている。その契機となったのは、2004年3月26日、英国防衛大臣が申立人6名の親族を含む13名のイラク人文民の死亡に関連して、以下のことを決定したことである。

- (1) 死亡に関する独立した調査を実施しないこと。
- (2) 死亡に対する責任を認めないこと。
- (3) 正当な満足を与えないこと⁵³。

この決定に応じてイラク人死亡者の親族13名が、人権保護法 (Human Rights Act)⁵⁴ 第2条に基づいて高等法院 (High Court) へ提訴した。原告13名は、イラク人文民に死亡者が出たこと、並びに防衛大臣が調査の命令を行うことを拒否したため、第2条 (第6申立人については第3

⁵¹ 英国部隊の作戦行動規則 (ROE) については、本稿の注15を参照のこと。

⁵² SIBについては、本稿注21を参照のこと。

⁵³ Ibid., para. 72

⁵⁴ 英国人権保護法 (1998年) は、欧州人権条約の実体的権利を英国国内法の解釈に意味をもたせるようにする法律で、2000年10月2日に発効した。正確には同条約の諸規定を英国国内法にしたものではない。

条も合わせて) の手続上の義務・実体的義務の双方が侵害されたという宣言を求めて、防衛大臣による決定につき司法審査を請求したのである⁵⁵。

訴訟は高等法院、控訴院、最後に貴族院(今の英国最高裁判所)において審理された。全ての裁判所は、第6原告の息子 Baha Mousa の件を除いて、パトロール中に殺害された他の5名については英国の管轄権内になかったとした。貴族院判決についてみると、Baha Mousa については虐待が英国軍基地において発生したため、英国の管轄権内であると認めた。したがってこの件については、彼の死亡につき十分な調査が実施されたか否かの問題を再審理するため、第一審裁判所へ差し戻された。他の死亡者については、貴族院は欧州人権裁判所の Banković 決定(2001年)に従って英国は管轄権を有さないとした⁵⁶。

2. Al-Skeini 事件における英国の主張

ここでは、欧州人権裁判所による Al-Skeini 判決に記載されている英国政府の主張を紹介したい。

英国政府はまず、欧州人権条約第1条における“管轄権”の概念に関する先例は、Banković 事件における欧州人権裁判所の決定であると申立てた。Banković 決定⁵⁷では、締約国又は締約国の機関によって為された行為によって影響を受けたという事実は、当該国の管轄権内にあるということを認めるには十分ではないことを認定した⁵⁸。Banković 決定では、ユーゴスラビアが欧州人権条約の締約国ではなく、条約の“法的空間 (espace juridique)”に無いとされたことから、英国政府はイラクも同様に条約の法的空間の外側にあり、管轄権の‘ある地域への実効的支配’原則が適用されないと主張した。英国政府は、具体的な例を挙げて以下のように述べている。

いずれにしても英国は、関連する期間、イラクのいかなる部分に対しても“実効的支配 (effective control)”を行使しなかった。これが、あらゆる入手可能な証拠を有していた国内裁判所の結論であった。連合国軍は英国軍を含めてその兵力は小さかった。具体的にはイラク南東部(96,000km²で人口4,600万人)において8,150名の英国軍を含めて14,500名の連合国軍が駐留していた。英国軍はバスラ県とミーサーン県で活動していたが、人口276万人のところ、8,119名の部隊で対応していた。駐イラク英国部隊は、イラク人が自由に政治的将来を決定す

⁵⁵ Ibid., para. 73. 第6申立人については、第2条と共に第3条(拷問の禁止)の侵害も合わせて主張された。

Article 3—Prohibition of torture

No one shall be subjected to torture or to inhuman or degrading treatment or punishment.

⁵⁶ Ibid., paras. 74–88.

⁵⁷ 一般的には、1999年のNATO(北大西洋条約機構)軍によるユーゴスラビア空爆、あるいはコソボ紛争におけるNATOの人的介入と知られる事件に関連する訴訟である。NATO軍によるベオグラードの放送局に対するミサイル攻撃によって負傷した者、又は死亡した者の親族がベルギー等17カ国の条約締約国を欧州人権裁判所に提訴した。申立人は、NATOによるユーゴスラビア空域の支配によって、Loizidou判決で示された‘実効的支配’基準が充足され、本件被害者が攻撃を実施した諸国の管轄権内にあると主張した。判決では、NATO軍によるユーゴ空域の支配は‘実効的支配’の基準を充足しておらず、欧州人権条約は適用されないとした。‘Banković and Others v. Belgium and 16 Other Contracting States’ (Application no. 52207/99), Grand Chamber decision as to the Admissibility, 12 December 2001.

⁵⁸ Ibid., para. 109.

ることができるように安全と安定の条件を回復するに際して実際上の困難に直面していた。その主要な理由は、占領開始時に、重火器・軽火器を使用したな暴力的犯罪、テロリズム、部族抗争が広範に行われていたにもかかわらず、現地の権限ある法執行システムが存在していなかったことである⁵⁹。

イラクにおける統治権限はCPAによって行使されていたが、CPAはPaul Bremer米国大使により管理されていたのであり、CPAは英国に従属する機関ではなかった。さらに2003年7月から、中央にイラク統治評議会、並びに各地方にイラク評議会が存在していた。CPA並びにイラク統治の地位は、キプロスの“TRNC”や沿ドニエストルにおける“MRT”のそれとは全く異なっていた。後二者ともに、本裁判所によって「自ら統治機関と宣言しているが国際共同体により承認されない」と性格づけられた。他方でCPAとイラク統治の権限は、国連安保理を通して国際共同体によって承認された。さらに、英国のイラクの共同占領の目的は、可能な限り早急に権限をイラク統治の代表者に移行させることであった。この目的に沿って、占領が継続された期間は1年余りだけである⁶⁰。

英国政府の供述書によれば、2003年5月～2004年6月の間、英国はハーグ陸戦規則の意味での占領国であった⁶¹という事実によって、南東部イラク住民に欧州人権条約上の権利と自由を保障する義務が生じるのではない。英国は占領国としてイラクに対して主権を有していなかったし、占領下のその地域を完全な権力・権限の下に自国領域として、又は植民地として扱う権限を与えられていなかった。ハーグ陸戦規則によって英国は、自国の国内法又は欧州人権条約のような地域的な多数国間の国際的義務を遵守するために、イラクの法律・制度を変更する権限を付与されなかった。反対に、ハーグ陸戦規則によって英国は権限を制限され、特にイラクにおける現行法を“絶対的ノ支障”が無い限り、尊重する義務があった。

いずれにせよ、国家が自国領域外において欧州人権条約第1条の管轄権を行使するかどうかの問題に対して、裁判所は、欧州人権条約の特別な性格と歴史に特徴づけられる事実の1つとして取組んできたことが判例法によって示されている。それによれば、ジュネーヴ文民条約とハーグ陸戦規則によって課される義務は、占領の状況に注意深く適合させられてきた。そして

⁵⁹ Ibid., para. 112.

⁶⁰ Ibid., para. 113.

⁶¹ イラク占領下の占領法適用については、Al-Skeini判決89 para. において「軍事占領に関する国際人道法」と題して以下のように言及されている。

占領国の義務dutiesは、主に1907年のハーグ陸戦規則第42条～56条と1949年のジュネーヴ文民条約27条～34条、47条～78条、また1977年のジュネーヴ諸条約第一追加議定書の一定の規定に見いだされる。ハーグ陸戦規則の42条と43条では、

第四十二条 一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三条 国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶対的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ

ジュネーヴ文民条約第64条によれば、被占領国の刑罰法令が占領国によって廃止され、又は停止されるのは、当該法令が占領国の安全を脅かし、又は文民条約の適用を妨げる場合のみである。また、占領国が立法措置を導入することができる場合は、特に64条後段に以下のように規定されている。

「自国がこの条約に基くその義務を履行し、当該地域の秩序ある政治を維持し、且つ、占領国の安全、占領軍又は占領行政機関の構成員及び財産の安全並びにそれらが使用する施設及び通信線の安全を確保することができるようにするため必要な規定」

当該義務について、欧州人権条約に基づく管轄権という全く異なる問題にについては結論が出されていない⁶²。

3. Al-Skeini 判決とその意義

ここでは、Al-Skeini 判決の中でもまず、欧州人権条約第1条の締約国の‘管轄権’に関する部分を簡潔に紹介したい。裁判所は次のように述べている。

条約上の権利と自由を‘保障する(securing)’締約国の義務は、締約国の‘管轄権(jurisdiction)’内にある者に限定されて及ぶのであるが、当該管轄権とは第一義的に属地的概念である。当該国領域の外で為される行為又は生起する効果は、例外的状況においてのみ管轄権の行使を構成し得る。裁判所の判例法では、そうした例外的状況には次の2種類がある。

A. 国家機関の権限・支配 (state agent authority and control)

国家機関が領域外にある個人に権限と支配を及ぼす場合で、次の行為を含む。

- ① 外交機関および領事機関の行為
- ② 関係する外国政府の同意又は招請、黙認を伴う域外での公権力の行使
- ③ 個人をその支配下に置くための国家機関による域外での力の行使

B. 地域に対する実効的支配⁶³ (effective control over an area)

合法的・非合法的の軍事行動の結果、締約国が自国領域外の地域に対し、直接的には当該国軍隊を通して、又は現地で従属的な統治機構を通して実効的支配を及ぼす場合⁶⁴。

このように判決では、一般的に人的管轄権と地的管轄権と呼ばれるものを、各々 A・B として説明している。続いてこれら諸原則を本件事実に適用して以下のように言及した。

本件では、フセイン政権が排除され、イラク暫定政府が樹立されるまで英国が（米国とともに）イラクにおいて、通常では政府によって行使される公権力の一部を行使した。特に英国は、イラク南東部における安全保障の維持につき権限と責任を担った。こうした例外的状況において英国は、問題の期間、バスラにおいて安全保障活動に従事する兵士を通じて、当該安全保障活動の過程で殺害された個人に対し権限・支配を行使していた。そして申立人の全ての親族が関係する期間に死亡した。

第3申立人の妻を除き、第1・第2・第4・第5・第6申立人の親族の死亡については、英国部隊によるバスラでの安全保障活動の過程において又は同活動に続いて英国兵の行動によって引き起こされたことは争われていない。したがって本件において管轄上のリンクが存在してい

⁶² Ibid., para. 114.

⁶³ 実効的支配を行使しているかどうかは事実の問題であって第一義的には、当該地域に駐留する軍事力の強度に照らして判断される。締約国が他の締約国領域を占領した場合、占領国が占領地において人権上の責任を負う。そうでなければ、条約の「法的空間 (legal space/espace juridique)」における真空状態が生じることになるからである (Loizidou 本案判決、Banković 決定)。しかし、これは逆のこと、すなわち条約締約国の領域外において管轄権が存在し得ないことを意味するのでない (Öcalan 判決、Issa 判決、Al-Saadoon and Mufdhi 判決、Medvedyev 判決)。Ibid., para. 136.

⁶⁴ Ibid., paras. 130-142. この A・B の表記は筆者によるもので、判決では各々 (β)・(γ) となっている。

た。また、第3申立人の妻が死亡するに至った銃弾をどちら側が発砲したかについては不明であるが、英国による安全保障活動の過程で英国兵が第3申立人の住居周辺においてパトロールを行い、銃撃戦を行なった時に彼女は死亡した。したがってこの件についても、管轄上のリンクは存在した。

以上のことから裁判所は、全ての申立人の主張に関する行為は管轄権内にあるとした（全員一致）⁶⁵。

ここでは、欧州人権条約第1条における締約国の‘管轄権’の根拠として英国がイラク南東部に対して‘実効的支配’を及ぼしていたのか否かが論点である。裁判所は、事実に基づいてこの論点を検討することなく、安保理決議とイラク暫定統治機関（CPA）の規則に言及して、英国は米国とともに占領国として明らかに政府の権限の諸要素を行使したとし、英国の管轄権を認めた。他方で英国の国内裁判所では、実際の英国の占領状況に関する事実を検討して、‘実効的支配’が行使されていないと判断していた。その意味でも、欧州人権裁判所が形式的に文書の文言に基づいてのみ、この問題について判断するという立場を取ったことが注目される。欧州人権裁判所は、この問題に回答することを回避したように見える⁶⁶。

次に第2条（生命に対する権利）の手続的側面、すなわち死亡に関する調査義務について判決では、次のように言及されている。

第2条に基づく手続的義務は、侵攻と戦争の直接的な影響下にある外国および敵対的地域において調査官が直面する実際的な問題を考慮に入れて現実的に適用されねばならなかった。とはいえ、英国兵により行われたと申立てられた行為に関する調査が実効的であるということは、調査当局が活動上独立しており、かつ、そう見えるということが、英国の占領という事実に合わせて特に重要であった。

まず第1・第2・第3申立人の親族への銃撃に関する調査については、当該調査が全面的に軍の指揮系統内にあり、また、関係する兵士からの陳述聴取に限定されていたことから、第2条の要件を充足していなかったことは明白であるとされた。

次に第4申立人の兄弟と第5申立人の息子の死亡に関する調査について。SIBが調査を行ったが、当該期間SIBは兵士とは切り離された指揮系統の下にあったが、軍の指揮系統から独立して活動しなかったため、第2条の要件の遵守にあたって十分ではなかった⁶⁷。

⁶⁵ Ibid., paras. 143-150.

⁶⁶ M. Marko, op.cit., p. 130.

⁶⁷ SIBについては本稿注21を参照のこと。なお、英国兵による発砲事件調査の独立性は、2004年4月24日に改正された方針によって強化された。それは、イラク文民の死亡・傷害に至った発砲については全てSIBが調査すること、ただし、例外的な事情があるときは、旅団長が調査の必要性を否定することができるというもの。

第4申立人の事件では、SIBのイニシアチブによって開始された調査が完了する前に軍の介入により終了させられた。その後9ヵ月程後に再開されたが、イラク人目撃者の証言が得られないなど、その時点では証拠の信頼性が大きく減少した。

第5申立人の息子の死亡に関する調査については、軍の介入を示す証拠は無いが、SIBは実質的に独立性を欠いており、特に、軍法会議の開催に相当の遅れが生じたことについて政府は何も説明していない。その遅延によって、関与が疑われた兵士のうち数人を見いだすことができなくなり、調査の実効性は大きく損な

第6申立人の息子 Baha Mousa の死亡に関する調査については、彼の死亡状況に関する完全かつ公式の調査は完了に近づいていた。その調査の点で第6申立人はもはや、第2条に基づく手続上の義務違反の被害者ではなくなった。

したがって被告国が実効的調査の実施を怠ったのは、始めの申立人5人の親族の死亡についてであり、第2条につき違反であるとされた（全員一致）⁶⁸。

おわりに

この Al-Skeini 判決では、結論としてイラク占領における6つの事件に関して英国の欧州人権条約上の管轄権を認め、そのうち5つの事件について第2条の生命に対する権利に基づく調査義務違反を認定した。多くの人々が本件の申立人と同様の状況にあることに留意すると、英国にとってこの判決がもたらす財政的意義・影響は決して無視できない。この判決は全欧州諸国、特にある程度の頻度で部隊や国家機関を派遣する国の外務省の法律顧問によって注意深く読まれる必要がある⁶⁹。

欧州人権条約第1条の下での管轄権について、裁判所は Al-Skeini 判決において、これまでの管轄権概念すなわち「支配は責任を伴う (control entails responsibility)」という概念を支持し、発展させたと指摘されている。それは、条約締約国が自国領域外のある地域、したがって、その地域に所在する人々に対して実効的支配を及ぼすとき、又は、領域外の一定の人に事実上の支配を及ぼすときには常に、欧州人権条約第1条に基づき、当該国は、関係する人々に対して管轄権を有しており、これら人々の条約上の権利と自由の侵害に関して責任を負うという概念である⁷⁰。

しかし裁判所は、この判決において、この「実効的支配」が行使されたか否かについて事実に基づく検討を行わなかった。裁判所は、本件におけるイラク南東部バスラ市での死亡事件について、イラク侵攻後の余波の中で犯罪と暴力が蔓延していた時期に起こったことに留意している。裁判所によれば、イラクにおける主要な戦闘は2003年5月1日に終了したけれども、英

われたように見える。また、刑事手続上の緻密な検証が不十分だった。すなわち、本件の特別な状況において、具体的には申立人の15才の息子が、略奪の撲滅に取り組むイラク警察を支援する英国兵の管理下での虐待の結果、溺死したことが一応の証拠であるように見える状況において、第2条では、当該死亡に関する国家責任、それには侵攻の余波の中でこうした職務に従事する兵士への指示・訓練・監督が含まれるが、このより広い論点につき、被害者家族と公衆にアクセスできる独立した検討が求められている。Al-Skeini 判決, paras. 161–174.

⁶⁸ Ibid., paras. 175–177.

⁶⁹ M. Marko, op.cit., p. 131.

⁷⁰ これは Marek Szydło による指摘である。他方で M.Szydło によれば、この管轄権に関する概念は条約義務を過度に拡張するものであるとして批判されるし、また実際に、批判されてきた（‘Extra-Territorial Application of the European Convention on Human Rights after Al-Skeini and Al-Jedda’, *International Criminal Law Review*, Vol.12, No.2, 2012, pp.290–291.）。

またこの概念について Rick Lawson は「締約国が自国領域外において個人の権利と自由を保障すべき範囲は、保障する能力に比例する。すなわち、締約国の義務の範囲は、当該国が行使する支配と権利の度合いに依存する」と述べている。

（‘Life After Banković: On the Extraterritorial Application of the European Convention on Human Rights’ in F.Coomans and M.Kamminga, *Extraterritorial Application of Human Rights treaties*, Intersentia, 2004, p.84.）

国部隊と憲兵隊を含むイラク南東部多国籍部隊は、それ以降の13カ月間に1千件余の暴力的攻撃の対象となった。この安全保障上の問題に加えて、現地では法執行と刑事司法システムをはじめ民事インフラが深刻な打撃を受けていた⁷¹。

裁判所はこのように認識していたにもかかわらず、英国の‘実行的支配’については、文書に基づく形式的な検討しか行わなかった。‘実効的支配’について実質的な検討を行うことが、欧州人権条約上の人権を保障する上でも、肝要であると考えられる。

主要な文献

(articles)

1. 和仁健太郎「判例研究 アル・スケイニ対英国事件 [欧州人権裁判所大法廷2011.7.7判決]」『阪大法学』大阪大学大学院法学研究科編62(5) (通号281) 2013-01 pp. 1555-1586.
2. 薬師寺公夫「国連の平和執行活動に従事する派遣国軍隊の行為の帰属——ベアラミ及びサラマチ事件決定とアル・ジェッダ事件判決の相克 [欧州人権裁判所2007.5.2決定, 英国貴族院 2007.12.12判決]」‘Attribution of conduct in peace enforcement and peace keeping operations: the Behrami and Saramati decision vs. the Al-Jedda decision」『立命館法学』2010年(5・6) (通号333・334) (下巻) 2010, pp. 3033~3082.
3. Hayim, Delphine, ‘L’ article 103 de la charte des Nations Unies: technique juridique ou instrument symbolique?, *Revue belge de droit international*, 44 (2011), 1/2, S. 125-169.
4. Krieger, Heike, ‘After Al-Jedda: detention, derogation, and an enduring dilemma’, *Revue de droit militaire et de droit de la guerre*, 50 (2011), 3/4, S. 419-445.
5. Larsen, Kjetil Mujezinović, ‘Neither effective control nor ultimate authority and control: attribution of conduct in Al-Jedda’, *Revue de droit militaire et de droit de la guerre*, 50 (2011), 3/4, S. 347-368.
6. Laval, Pierre-François, ‘A propos de la juridiction extraterritoriale de l’Etat: Observations sur l’arrêt Al-Skeini de la Cour européenne des droits de l’homme du 7 juillet 2011’, *Revue générale de droit international public*, 116 (2012), 1, S. 61-88.
7. Lawson, Rick, ‘Life After Banković : On the Extraterritorial Application of the European Convention on Human Rights’ in F. Coomans and M. Kamminga, *Extraterritorial Application of Human Rights treaties*, Intersentia, 2004.
8. Messineo, Francesco, ‘Things could only get better: Al-Jedda beyond Behrami’, *Revue de droit militaire et de droit de la guerre*, 50 (2011), 3/4, S. 321-346.
9. Milanovic, Marko, ‘Al-Skeini and Al-Jedda in Strasbourg’, *European journal of international law*, 23 (2012), 1, S. 121-139.
10. Miltner, Barbara, ‘Revisiting extraterritoriality after Al-Skeini: the ECHR and its lessons’, *Michigan journal of international law*, 33 (2011/12), 4, S. 693-747.
11. Panoussis, Ioannis K., ‘L’ application extraterritoriale de la Convention européenne des droits de l’homme en Irak: Cour européenne des droits de l’homme, arrêts Al-Skeini e. a. et Al-Jedda c. Royaume Uni, 7 juillet 2011’, *Revue trimestrielle des droits de l’homme*, 23 (2012), 91, S. 647-670.
12. Pejic, Jelena, ‘The ECtHR’s Al-Jedda judgment’, *Yearbook of international humanitarian law*, 14. 2011 (2012), S. 237-253.
13. Pejic, Jelena, ‘The European Court of Human Rights’ Al-Jedda judgment: the oversight of international humanitarian law’, *International Committee of the Red Cross: International review of the Red Cross*, 93 (September 2011) 883, S. 837-851.

⁷¹ Al-Skeini 判決、para.161。

英国部隊の記録によれば、2003年5月1日~2004年6月30日までにデモが178回、並びに南東部多国籍師団の部隊に対する暴力的攻撃が1,050回発生している。暴力的攻撃とは、対空攻撃5回・手投げ弾攻撃12回・即席爆発装置による攻撃101回・即席爆発装置による攻撃未遂52回・ロケット手投げ弾147回・銃撃535回・その他53回である。また、2003年5月~2004年3月までに49名のイラク人が英国部隊による武力使用に際して死亡したと記録されている。Ibid., para.23.

14. Schaefer, Max, 'Al-Skeini and the elusive parameters of extraterritorial jurisdiction', *European human rights law review*, 16 (2011), 5, S. 566–581.
15. Szydło Marek, 'Extra-Territorial Application of the European Convention on Human Rights after Al-Skeini and Al-Jedda', *International Criminal Law Review*, Volume 12, Number 2, 2012, pp. 271–291(21).
16. Wood, Michael, 'Detention during international military operations: article 103 of the UN charter and the Al-Jedda case', *Revue de droit militaire et de droit de la guerre*, 47 (2008), 1/2, S. 139–165.
17. Thienel, Tobias, 'The ECHR in Iraq: the judgment of the House of Lords in R (Al-Skeini) v. Secretary of State for Defence', *Journal of international criminal justice*, 6 (2008), 1, S. 115–128.

〈books〉

1. Kloth, Matthias,
Immunities and the right of access to court under Article 6 of the European Convention on Human Rights
(International studies in human rights; 103) Nijhoff, Leiden, Boston, 2010.
2. Milanovic, Marko,
Extraterritorial Application Of Human Rights Treaties: Law, Principles, And Policy, Oxford University Press,
2011.